障がい者支援施設等からの役務の提供等について

大阪府財務規則第６１条の４第３号に基づく、障がい者支援施設等からの役務の提供等についての契約の結果は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役務の提供内容 | 契約の相手方 | 契約相手方の決定方法 | 契約の締結状況 |
| ○業務名  元南大阪食肉地方卸売  市場敷地除草業務  ○業務内容  除草業務 | ○大阪知的障害者雇用促進  建物サービス事業協同組合  ○大阪市中央区法円坂  一丁目１番18号  ○履行場所  松原市河合六丁目地内 | 「地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に定める障害者支援施設等に準ずる者」として、大阪府の認定を受けており、選定基準の要件を満たしていることから、本件の契約先の相手方とした。 | ○契約日  令和７年９月２日  ○契約期間  　令和７年９月10日から  　令和７年11月17日まで  ○契約金額（税込み）  　2,745,600円 |